

《開会》

◇議長 西田時雄

只今から、令和7年第7回川北町議会定例会を開会します。

本日の出席議員数は10名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

(午前10時02分)

《諸般の報告》

◇議長 西田時雄

日程第3、諸般の報告を致します。

地方自治法第121条の規定により、本定例会における説明のため、会議に出席を求めた者は、町長、副町長、教育長及び担当課長であります。

《会期の決定》

◇議長 西田時雄

日程第1、会期の決定を議題にします。
お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月9日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

異議なしと認めます。

したがいまして、会期は本日から12月9日までの8日間に決定しました。

尚、これに基づく議事日程は、お手元へ配布しておきましたからご了承願います。

《会議録署名議員の指名》

◇議長 西田時雄

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により7番井波秀俊君、8番山村秀俊君、10番田中秀夫君を指名します。

《提出議案上程及び説明》

◇議長 西田時雄

日程第4、議案第45号から議案第54号までを一括上程します。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前哲雄君。

◇町長 前哲雄

はい、議長。

本日、令和7年第7回、議会定例会を開催致しました。議員の皆様方には、何かとご多用の中、ご出席を戴きまして、誠に有難うございます。

議案の説明に先立ちまして、事業の進捗状況等についてご説明を申し上げます。

町の指定避難所となっております中島小学校と橋小学校の体育館、そして東部学供施設の空調整備につきましては、中島小学校体育館のバリアフリー化改修工事を含め順調に進捗致しております。

また、サンフィールド川北の遊具整備工事や、役場庁舎の照明LED化改修工事、川北中部地区の処理施設の機能強化工事なども進めており、町道の整備につきましては、朝日・橋新間の道路拡幅工事や橋地内の舗装補修工事は、既に工事が完了致して

おります。なお、経済対策を柱とした国の補正予算案が先週金曜日に閣議決定され今後、国会で審議されます。

この中には、物価高騰対策として、重点支援地方交付金の拡充や、子ども1人当たり2万円の給付に係ります予算が盛り込まれております。町では、今後、速やかに事業が実施できますよう、情報収集と準備を進めております。

それでは、12月議会定例会に提案を致しました議案について、その概要をご説明申し上げます。先ずは、議案第45号一般会計補正予算についてであります。今回の補正額は4,650万円で、予算の累計額は47億1,730万円となります。

補正の主な内容について申し上げますと、年度途中での子育て世帯の転入の増加に伴います、管外保育委託料に500万円。当初計画した以上の申請が見込まれます、住宅リフォーム助成事業や新築住宅取得奨励金等に係る補助金に990万円。町営住宅の修繕費と電気料に、合わせて730万円を追加致します。

また、防災対策の推進に資するJアラート新型受信機の導入経費に550万円。来年3月26日の任期満了に伴います、石川県知事選挙の執行経費に690万円を計上したほか、不足額給付に係る定額減税補足給付金の追加事業費や、過年度還付金、システム改修費などを補正致します。

なお、これらの財源につきましては、国・県支出金や、繰越金、町債を充当致しております。

次の議案第46号から第48号の特別会計補正予算案ですが、国民健康保険、介護保

険、後期高齢者医療の各会計におけるシステム改修費用に、合わせて478万5,000円を補正致します。

次に、条例の一部改正について説明を致します。

議案第49号川北町議会議員選挙及び町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正ですが、公職選挙法施行令の改正に伴いまして、選挙運動用のビラやポスターについて、最近の物価高騰に鑑み、作成経費の単価の限度額を引き上げるものであります。

議案第50号及び第51号の職員の育児休業と勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児時間の多様化に係る関係規定の整備と、子どもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講じるため、所要の改正を行います。

議案第52号から第54号の放課後児童健全育成事業、家庭的保育事業、特定教育・保育施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきまして、児童福祉法等の改正により、虐待を受けた児童への対応を強化するため、保育所等の職員の虐待に関する通報義務等が創設されたことに伴います改正であります。

以上が、12月議会定例会に提案を致しました、議案の大要であります。

議員の皆様には、何卒、慎重にご審議の上、適切なるご決議を賜りますよう、お願いを申し上げまして提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもちまして、提案理由の説明を
終わります。

《質疑・委員会付託》

◇議長 西田時雄

これから、只今、一括上程されておりま
す、議案第 45 号から議案第 54 号までに對
する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

お諮りします。

只今、上程されております議案第 45 号
から議案第 54 号までについては、お手元
に配布しました議案付託表のとおり、それ
ぞれ所管の常任委員会に、付託することに
したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔異議なしの声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第 45 号から議案第 54
号までについては、それぞれ所管の常任委
員会に付託することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

日程第 5、議案第 55 号「川北町固定資
産評価審査委員会委員選任につき同意を求
めることについて」を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長 前哲雄君

◇町長 前哲雄

はい、議長。

それではご説明を致します。議案第 55
号「固定資産評価審査委員会委員選任につ
き、同意を求めるについて」であります。

現在、委員の任田正さんは、この 12 月
19 日で任期が満了致します。

令和 4 年 12 月に就任し、現在 1 期目で
あります任田さんを、引き続き、選任致し
たく、地方税法第 423 条第 3 項の規定によ
り、提案するものであります。

議員各位の同意を賜りますよう、お願ひ
申し上げ、提案理由の説明と致します。

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わり
ます。

《質疑・委員会付託省略・討論・採決》

◇議長 西田時雄

只今、議題となっております議案第 55
号については、人事に関する案件であります
ので、質疑・討論を省略し、直ちに採決
を致したいと思いますが、これにご異議あ
りませんか。

〔異議なしの声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第 55 号については、
質疑・討論を省略することに決定しま
した。

《採決》

◇議長西田時雄

これより、議案第 55 号を採決致します。

この採決は、起立によって行います。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。(起立 9 名)

起立全員です。ご着席ください。

よって、議案 55 号川北町固定資産評価審査委員会委員選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

《提出議案 議題及び説明》

◇議長 西田時雄

日程第 6、議員提出議案第 2 号「ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書」を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

4 番 山田勝裕君。

◇4 番 山田勝裕

はい、議長。4 番。

議員提出議案第 2 号、ひきこもり支援に関する法整備を求める意見書提案理由の説明を致します。内閣府の調査によると、ひきこもり状態にある人は、全国で 15 歳から 64 歳までの年齢層に約 146 万人おり、およそ 50 人に 1 人と推計されます。従来、若年層の問題とされてきたひきこもりは、平成 30 年の国の調査によると、40 歳から 64 歳までの中高年層にも及ぶことが明らかになってきており、ひきこもりの長期化・高年齢化は、80 代の

親と 50 代のひきこもりの子が孤立・困窮する 8050 問題や、親が亡くなった後の本人支援等の課題が大きな社会問題となっています。しかし、ひきこもり支援に特化した法整備は、残念ながらされておりません。

ひきこもりの原因は多様かつ複合的であることから、当事者ひとりひとりに寄り添った、きめ細やかで切れ目のない支援が必要であり、地方自治体では重層的な福祉支援を実施しているものの、現状では、法のはざまで適切な支援を受けられない事例も少なくありません。こうした現状を踏まえ、適切な支援を行っていくためには、ひきこもり支援に関する法整備が必要であると考えます。

よって、国及び政府におかれましては、ひきこもりを社会全体で取り組むべき課題と捉え、ひきこもり支援に関する施策を推進するための基本法の策定等、ひきこもり支援に関する法整備を早期に図るよう、強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出致します。どうか全会一致のご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終わります。

教育民生常任委員会委員長 山田勝裕

◇議長 西田時雄

これをもって、提案理由の説明を終わります。

『質疑・委員会付託省略・討論・採決』
◇議長 西田時雄

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。
質疑なしと認めます。
お諮りします。
本案件については、委員会付託を省略
したいと思います。

ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
異議なしと認めます。
したがって、本案件については、委員会
付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
討論なしと認めます。

したがって、明12月3日から12月8日
までを休会とし、12月9日午前10時より
本会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

(午前10時17分)

『採決』

◇議長 西田時雄

これから議員提出議案第2号を採決しま
す。議員提出議案第2号について、原案の
とおり決定することに賛成の方は起立願い
ます。

(起立9名)

起立全員です。ご着席ください。
したがって、議員提出議案第2号「ひき
こもり支援に関する法整備を求める意見書」
は、原案のとおり可決されました。

『閉議』

◇議長 西田時雄

以上をもちまして、本日の議事日程は全
て終了しました。